第二十三条の見出し中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同条第七号中「熱帯魚」を「環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚」に、「海そうその他これらに類する」を「海藻その他の」に改め、「動植物で」の下に「、当該区域ごとに」を、「環境大臣が」の下に「農林水産大臣の同意を得て」を加え、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。

当該動力船の使用の方法及び規模が、使用の行われる海域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第二十四条の見出し中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同条中「第二十七条第九項第二号」を「第二十七条第九項第三号」に改め、同条第二号中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　自衛隊がその任務を遂行するために動力船を使用すること。

四　国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用すること。

第二十五条の見出し中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同条中「第二十七条第九項第三号」を「第二十七条第九項第四号」に改め、同条第一号及び第五号中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同条第十五号を同条第二十七号とし、同条第十四号を同条第二十六号とし、同条第十三号の次に次の十二号を加える。

十四　森林施業のために動力船を使用すること。

十五　漁港漁場整備法第四条に規定する漁港漁場整備事業を実施するために動力船を使用すること。

十六　漁港漁場整備法第二十六条の規定により漁港管理者が、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理を行うために動力船を使用すること。

十七　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第三条第一項の規定により遊漁船業の登録を受けた者が、同法第二条第一項に規定する遊漁船業を行うために動力船を使用すること。

十八　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第四条の規定により一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者がそれぞれ一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業を行うために動力船を使用すること。

十九　港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域又は同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域において動力船を使用すること。

二十　海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために動力船を使用すること。

二十一　美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第二条第二項に規定する海岸漂着物等及び海域におけるごみその他の汚物又は不要物の収集又は運搬を行うために動力船を使用すること。

二十二　外国船舶が海洋法に関する国際連合条約第十九条に定めるところによる無害通航である航行として動力船を使用すること。

二十三　船舶又は積荷の急迫した危難を避けるために動力船を使用すること。

二十四　郵便物の取集、運送及び配達を行うために動力船を使用すること。

二十五　国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために動力船を使用すること（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）。

第二十八条中「第二十八条第六項第四号」を「第二十八条第六項第五号」に改める。

第二十九条中「第二十八条第六項第三号」を「第二十八条第六項第四号」に、同条第六号ニ中「第十九条第九号ニ」を「第十九条第十号ニ」に改める。

第三十条の次に次の五条を加える。

（生態系維持回復事業の確認）

第三十条の二　地方公共団体が、法第三十条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の確認を受けるものとする。

一　その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二　その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ　生態系の状況の把握及び監視

ロ　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ　生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ　生態系の維持又は回復に資する普及啓発

ヘ　前各号に掲げる事業に必要な調査等

（生態系維持回復事業の認定）

第三十条の三　国及び地方公共団体以外の者が、法第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。

一　その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　成年被後見人又は被保佐人

ロ　この法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二　その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三　その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからヘまでのいずれかに該当すること。

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第三十条の四　法第三十条の三第四項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもつて行うものとする。

2　法第三十条の三第四項第四号に規定する環境省令で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3　法第三十条の三第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一　生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二　生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

4　前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更）

第三十条の五　法第三十条の三第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請）

第三十条の六　法第三十条の三第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更を必要とする理由

第三十四条中「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に改める。

第三十七条第六号中「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に改め、同条第十六号中「第二十五条第六号及び第七号」を「第二十五条第六号、第七号及び第十九号」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十五号を同条第十八号とし、同条第十四号中「第八号リ」を「第十一号リ」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十一号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、同条第十号の次に次の三号を加える。

十一　法第三十条の三第二項、第三項、第六項及び第九項に規定する権限

十二　法第三十条の四に規定する権限

十三　法第三十条の五に規定する権限